

交通政策審議会海事分科会船員部会
全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会 議事次第

令和6年9月10日(火)
15:30 ~ 17:00
3号館8階特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

議題1. 専門部会長の選任について

議題2. 内航鋼船運航業最低賃金を取り巻く状況について

議題3. 全国内航鋼船運航業最低賃金の改正について

3. 閉 会

全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会委員名簿
(敬称略、五十音順)

(公益を代表する委員)

石崎 由希子 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 教授

野川 忍 明治大学専門職大学院法務研究科 教授

(関係船員を代表する委員)

井上 寛信 全日本海員組合 国内部副部長補

遠藤 飾 全日本海員組合 政策局総合政策部長

(関係使用者を代表する委員)

阿南 幸十司 船主団体内航労務協会 専務理事 事務局長

村田 泰 八重川海運株式会社 代表取締役

配布資料一覧

- 資料1 交通政策審議会への諮問について
諮問第457号「船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金、海上旅客運送業最低賃金及び漁業（かつお・まぐろ）最低賃金の改正について）」
- 資料2 全国内航鋼船運航業最低賃金（平成8年10月30日運輸省最低賃金公示第5号）
- 資料3 内航海運の現状
- 資料4 最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数
- 資料5 全国内航鋼船運航業船員賃金実態調査
- 資料6 全国内航鋼船運航業の最低賃金の改正状況
- 資料7 最低賃金の改正に係る参考資料
- ・ 内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金決定状況（地方運輸局長等関係）
 - ・ 費目別、世帯人員別標準生計費（令和6年4月）
 - ・ 消費者物価指数（10大費目）
 - ・ 決定方式、産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数
 - ・ 地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額
 - ・ 地域別最低賃金額改定の目安の推移
 - ・ 地域別最低賃金額一覧
 - ・ 給与勧告の実施状況等

国海員第 1 0 3 号

令和 6 年 7 月 2 4 日

交通政策審議会

会長 橋本 英二 殿

国土交通大臣

斉藤 鉄夫



交通政策審議会への諮問について

最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号）第 3 5 条第 7 項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第 4 5 7 号

船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金、海上旅客運送業
最低賃金及び漁業（かつお・まぐろ）最低賃金）の改正について

諮問理由

全国内航鋼船運航業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 5 号）、海上旅
客運送業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 6 号）及び漁業（かつお・
まぐろ）最低賃金（令和 4 年国土交通省最低賃金公示第 4 号）を改正すること
について、最低賃金法第 3 5 条第 7 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見
を聴く必要があるため。

全国内航鋼船運航業最低賃金

平成 8 年 10 月 30 日	平成 8 年運輸省最低賃金公示第 5 号
一部改正平成 9 年 10 月 31 日	平成 9 年運輸省最低賃金公示第 5 号
一部改正平成 10 年 11 月 2 日	平成 10 年運輸省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 13 年 11 月 1 日	平成 13 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 18 年 12 月 1 日	平成 18 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 20 年 12 月 1 日	平成 20 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 26 年 3 月 3 日	平成 26 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 26 年 11 月 20 日	平成 26 年国土交通省最低賃金公示第 4 号
一部改正平成 27 年 12 月 2 日	平成 27 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 28 年 11 月 28 日	平成 28 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 29 年 12 月 8 日	平成 29 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 31 年 1 月 24 日	平成 31 年国土交通省最低賃金公示第 1 号
一部改正令和元年 12 月 18 日	令和元年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正令和 3 年 2 月 16 日	令和 3 年国土交通省最低賃金公示第 3 号
一部改正令和 4 年 1 月 20 日	令和 4 年国土交通省最低賃金公示第 1 号
一部改正令和 5 年 1 月 20 日	令和 5 年国土交通省最低賃金公示第 1 号
一部改正令和 6 年 1 月 22 日	令和 6 年国土交通省最低賃金公示第 2 号

1 適用する地域

全国

2 適用する使用者

船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 1 条に規定する船舶であって、国内各港間のみを航海する鋼船（次の各号に掲げるものを除く。）の船舶所有者（船員法第 5 条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

(1) はしけ

(2) 内航海運業法（昭和 27 年法律第 151 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる船舶

(3) 海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶

(4) 平水区域を航行区域とする船舶及び沿海区域を航行区域とする総トン数 100 トン未満の船舶

3 適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む職員（船長を含む。以下同じ。）及び部員

4 前項の船員に係る最低賃金額（月額）

(1) 職員 258,950 円

ただし、次の表の左欄に掲げる船舶職員養成施設の課程を修了した職員であって、当該課程修了後の勤務期間がそれぞれ同表右欄に掲げる期間に満たない者については、242,500 円とする。

海員学校（独立行政法人海員学校を含む。以下同じ。）本科	4 年 6 月
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校の課程	
海員学校乗船実習科	4 年
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程乗船実習科	
海上保安学校本科	
海員学校インターンシップ課程（本科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程	

(本科)	3年6月
海員学校専修科	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校専攻科の課程	
海技大学校（独立行政法人海技大学校を含む。以下同じ。）海技士科（三級海技士（航海科、機関科）第四）	
海技大学校海上技術科（航海科、機関科）	2年6月
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海、機関）	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた商船高等専門学校（独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）の課程	2年
海員学校インターンシップ課程（専修科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程（専修科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海専修、機関専修）	6月

(2) 部員 200,350円

ただし、海上経歴3年未満の部員については、191,050円とする。

この場合において、海上経歴を計算するときは、海員学校の専科、専修科、司ちゅう・事務科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科の卒業生については3年を、その他の海員学校の卒業生又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科の卒業生についてはその修業年限の期間を、船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校の課程の卒業生については2年を、その他の高等学校卒業生については1年を、それぞれ海上経歴とみなす。

5 最低賃金に算入しない賃金

- (1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当及びこれらの労働に対応する部分の能率給、歩合給など
- (2) 夜間の労働に対し支払われる夜間割増賃金
- (3) 臨時的に行う通常の労働以外の労働に対し支払われる作業手当、荷役手当、欠員手当など
- (4) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
- (5) 1か月を超える期間毎に支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金
- (6) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

附 則（平成9年運輸省最低賃金公示第5号）

この公示は、平成9年11月30日から効力を生ずる。

附 則（平成10年運輸省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成10年12月2日から効力を生ずる。

附 則（平成13年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成13年12月1日から効力を生ずる。

附 則（平成18年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成18年12月31日から効力を生ずる。

附 則（平成20年国土交通省最低賃金公示第2号）
この公示は、平成20年12月31日から効力を生ずる。

附 則（平成26年国土交通省最低賃金公示第2号）
この公示は、平成26年4月2日から効力を生ずる。

附 則（平成26年国土交通省最低賃金公示第4号）
この公示は、平成26年12月20日から効力を生ずる。

附 則（平成27年国土交通省最低賃金公示第2号）
この公示は、平成28年1月1日から効力を生ずる。

附 則（平成28年国土交通省最低賃金公示第2号）
この公示は、平成28年12月28日から効力を生ずる。

附 則（平成29年国土交通省最低賃金公示第2号）
この公示は、平成30年1月7日から効力を生ずる。

附 則（平成31年国土交通省最低賃金公示第1号）
この公示は、平成31年2月23日から効力を生ずる。

附 則（令和元年国土交通省最低賃金公示第2号）
この公示は、令和2年1月17日から効力を生ずる。

附 則（令和3年国土交通省最低賃金公示第3号）
この公示は、令和3年3月18日から効力を生ずる。

附 則（令和4年国土交通省最低賃金公示第1号）
この公示は、令和4年2月19日から効力を生ずる。

附 則（令和5年国土交通省最低賃金公示第1号）
この公示は、令和5年2月19日から効力を生ずる。

附 則（令和6年国土交通省最低賃金公示第2号）
この公示は、令和6年2月21日から効力を生ずる。

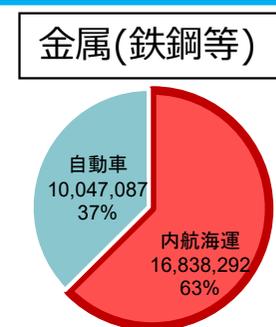
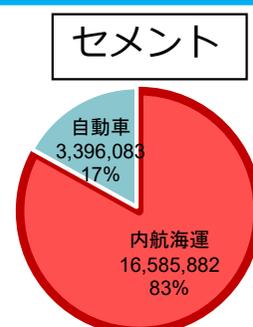
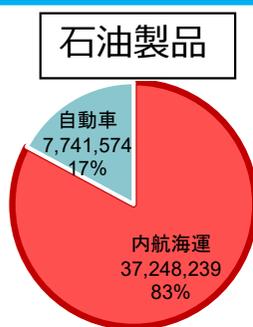
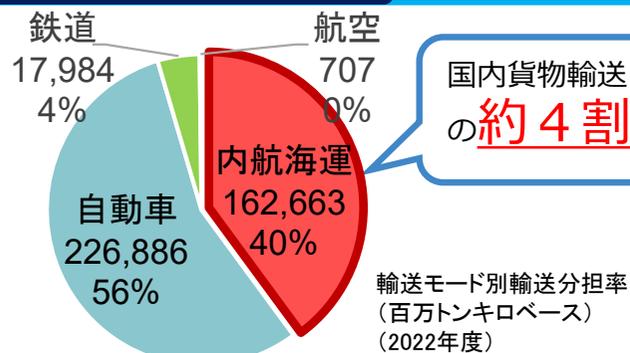
内航海運の現状

令和6年9月10日(火)
国土交通省海事局内航課

内航海運の輸送の現状

- 内航海運は、国内貨物輸送全体の約4割、産業基礎物資（石油製品、セメント、金属）輸送の約8割を担い、**我が国の国民生活と経済活動を支える必要不可欠なライフライン**。
- また、産業基礎物資のみならず、紙・パルプ品等の製造工業品や農林水産品等の貨物輸送にも重要な役割を担っており、物流2024年問題を受けたトラックから船舶へのモーダルシフト、食料安全保障の強化やインバウンドの受入れ強化に伴う海上輸送需要の増加の観点からも、**内航海運に求められる役割はますます大き**くなっており、**内航海運による安定的な輸送を確保することが重要**。

国内貨物輸送のシェア等

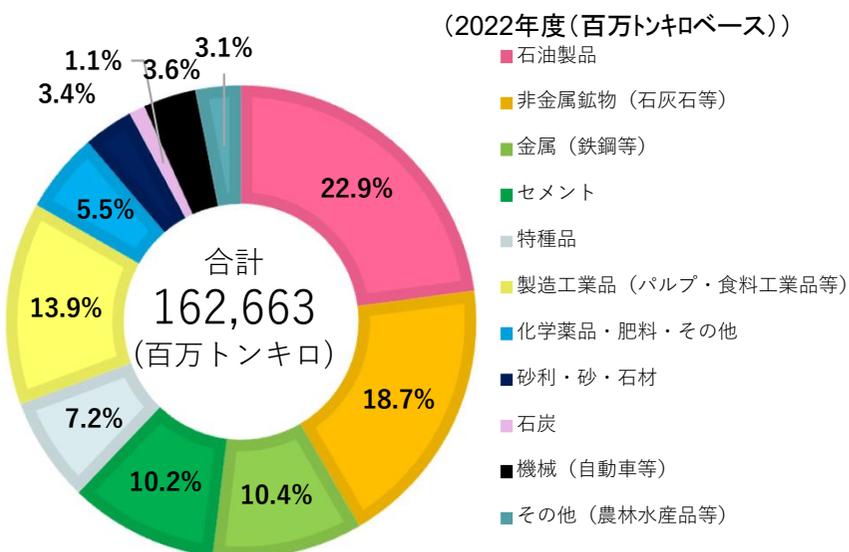


産業基礎物資輸送の約8割

(2022年度: 千トンキロベース)

(出典)「鉄道輸送統計年報」「航空輸送統計年報」「自動車輸送統計年報」「内航船舶輸送統計年報」より国土交通省海事局内航課作成

輸送品目別シェア



「内航船舶輸送統計年報」より海事局内航課作成

海上輸送需要の増加

<海運モーダルシフトの推進>

- ・内航(フェリー・RORO船等)の輸送量・輸送分担率を今後10年程度で倍増※

※トンベースで5,000万トン→1億トン



RORO船



コンテナ船

<食料安全保障の強化>

- ・海外依存の高い小麦等の国内生産の拡大による海上輸送需要の増加



貨物船

<石油製品需要の急増>

- ・インバウンドの受入れに伴う航空燃料の需要拡大等による海上輸送需要の増加



油送船

被災地の復旧・復興

- ・内航海運は被災地の復旧・復興に伴う物資等の輸送に貢献。
- ・本年1月に発生した令和6年能登半島地震発災時も内航海運が被災地に支援物資を輸送。



輪島港に支援物資を積み下ろす(2024/1/10)

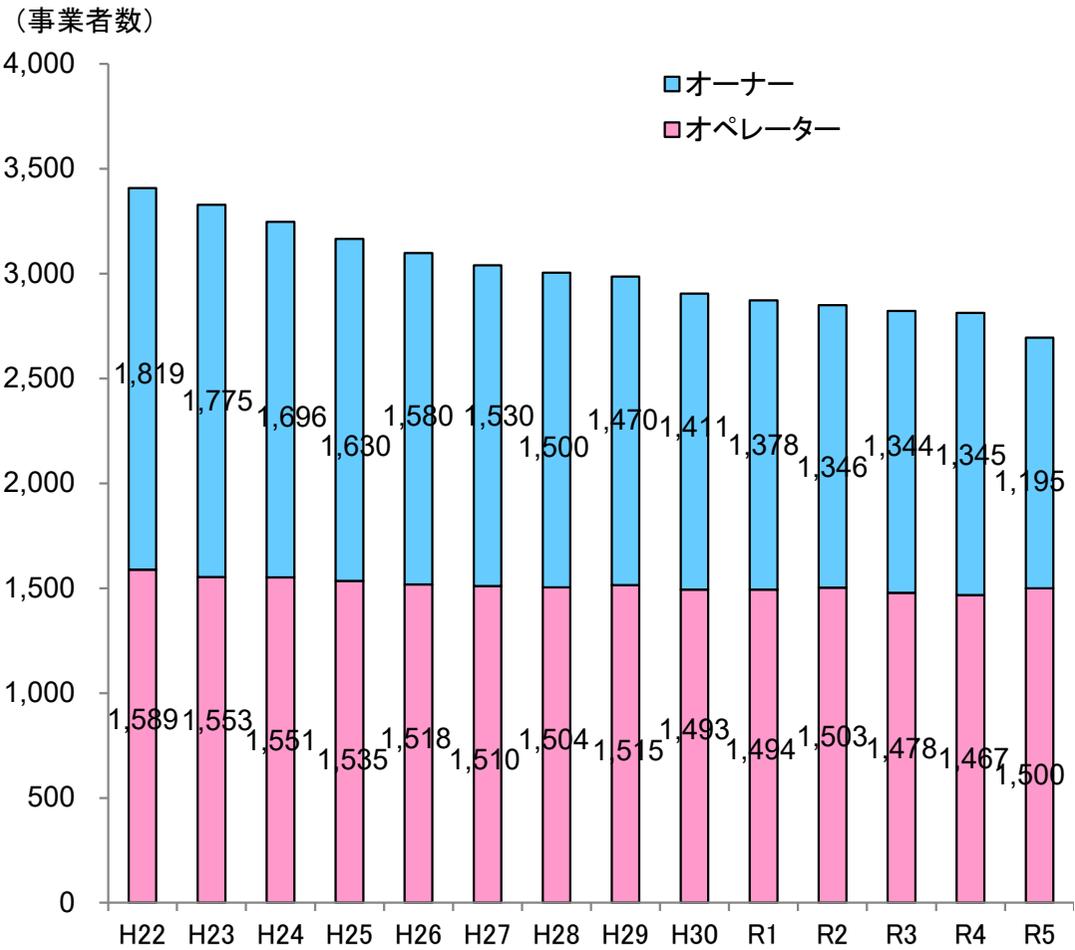


珠洲市に設置された水循環式シャワー室及び手洗い場

事業者数及び船腹量の推移

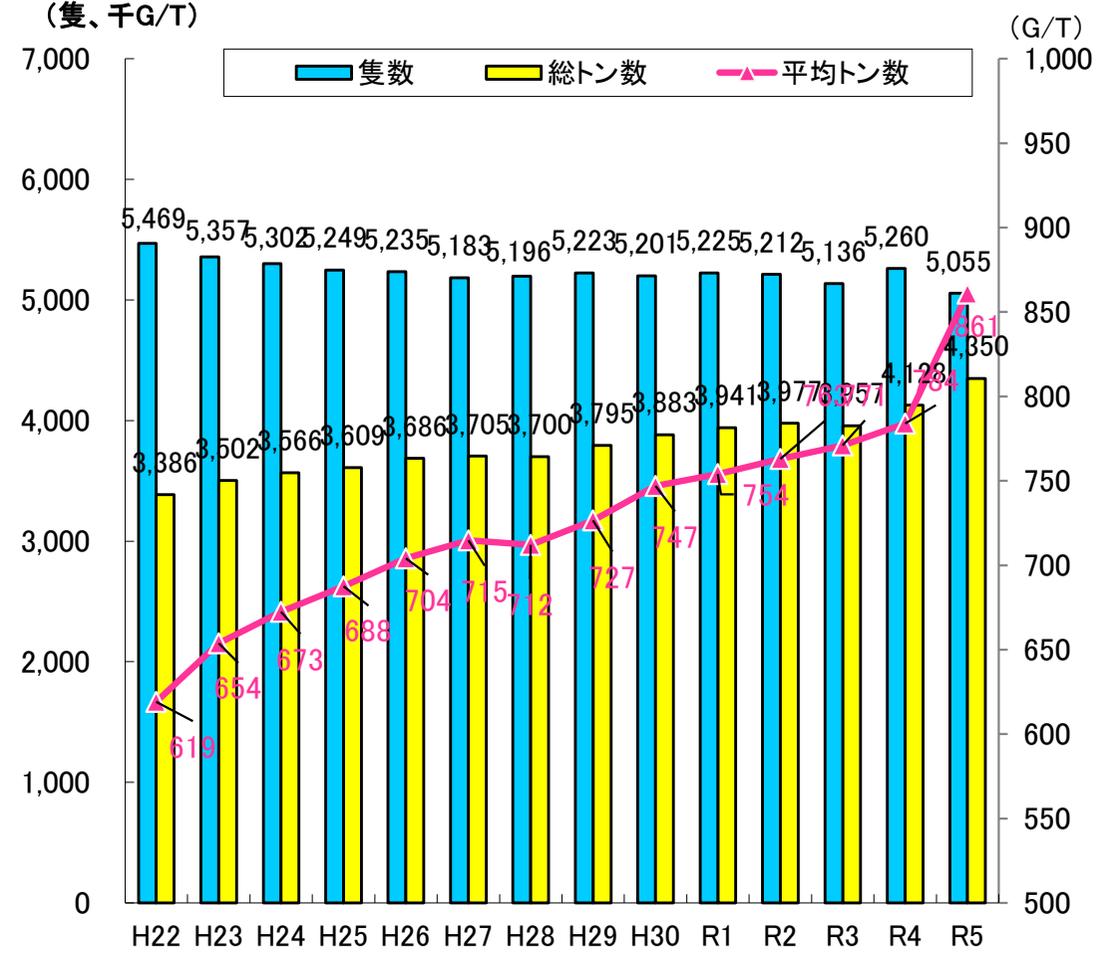
- 内航海運事業者数は、10年間で約13%減少しており、特にオーナーは約24%と大幅に減少
- 内航船の船腹量は、隻数ベースでは減少傾向にある一方で、1隻当たりの平均総トン数は増加傾向にあり、船舶の大型化が進展

内航海運事業者数の推移



(出典)国土交通省海事局内航課調べ

内航船の船腹量の推移



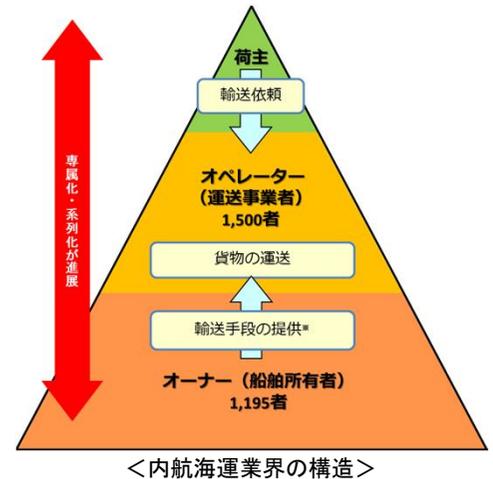
(年度)

内航海運業が直面する課題

①事業基盤が脆弱

- 内航海運業界は、荷主よりも立場が弱く、荷主との対等な立場での取引が難しく、収益性が低い。
- さらに、事業者の99.7%は中小企業で事業基盤が脆弱。

⇒ 内航海運業の経営力の向上を図るため、
荷主等との取引環境の改善を促すことが必要。

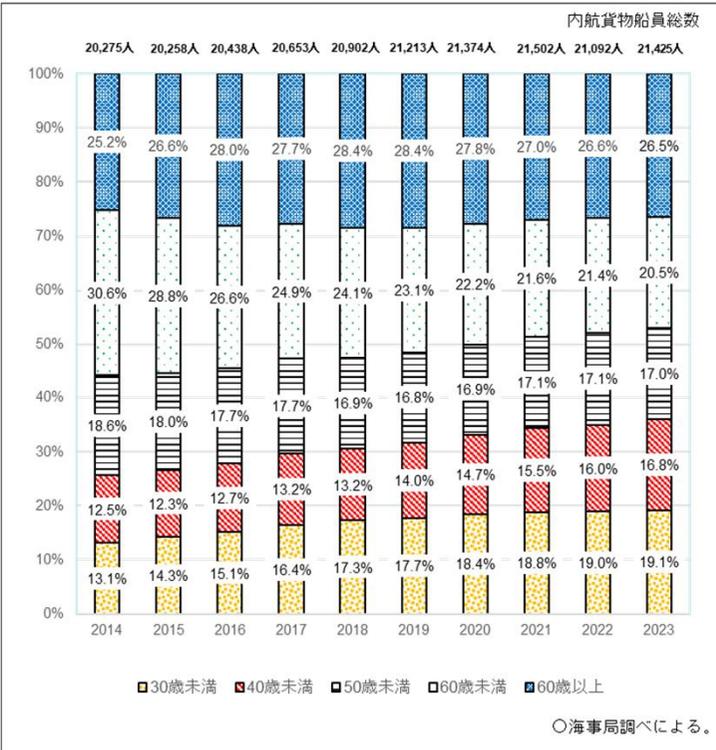


②船員の不足

- 内航海運業全体における船員は50歳以上が約5割。今後高齢船員の退職等に伴う船員不足が予想される。
- 若年船員は増加傾向にあるものの定着率に課題。
- 船員の有効求人倍率は増加傾向にあり、既に船員不足の状態が生じている。

⇒ 今後の生産年齢人口の減少を見据えつつ輸送需要へ対応するため、**船員の業務効率化など内航海運業の生産性向上を進めることが必要。**

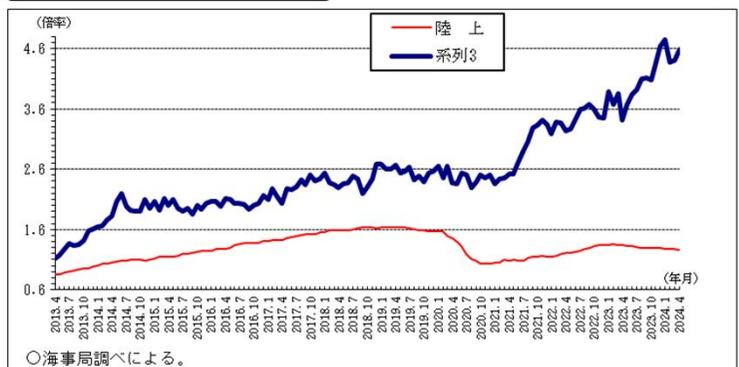
内航船員数の年齢構成の推移



新人内航船員の定着率の推移

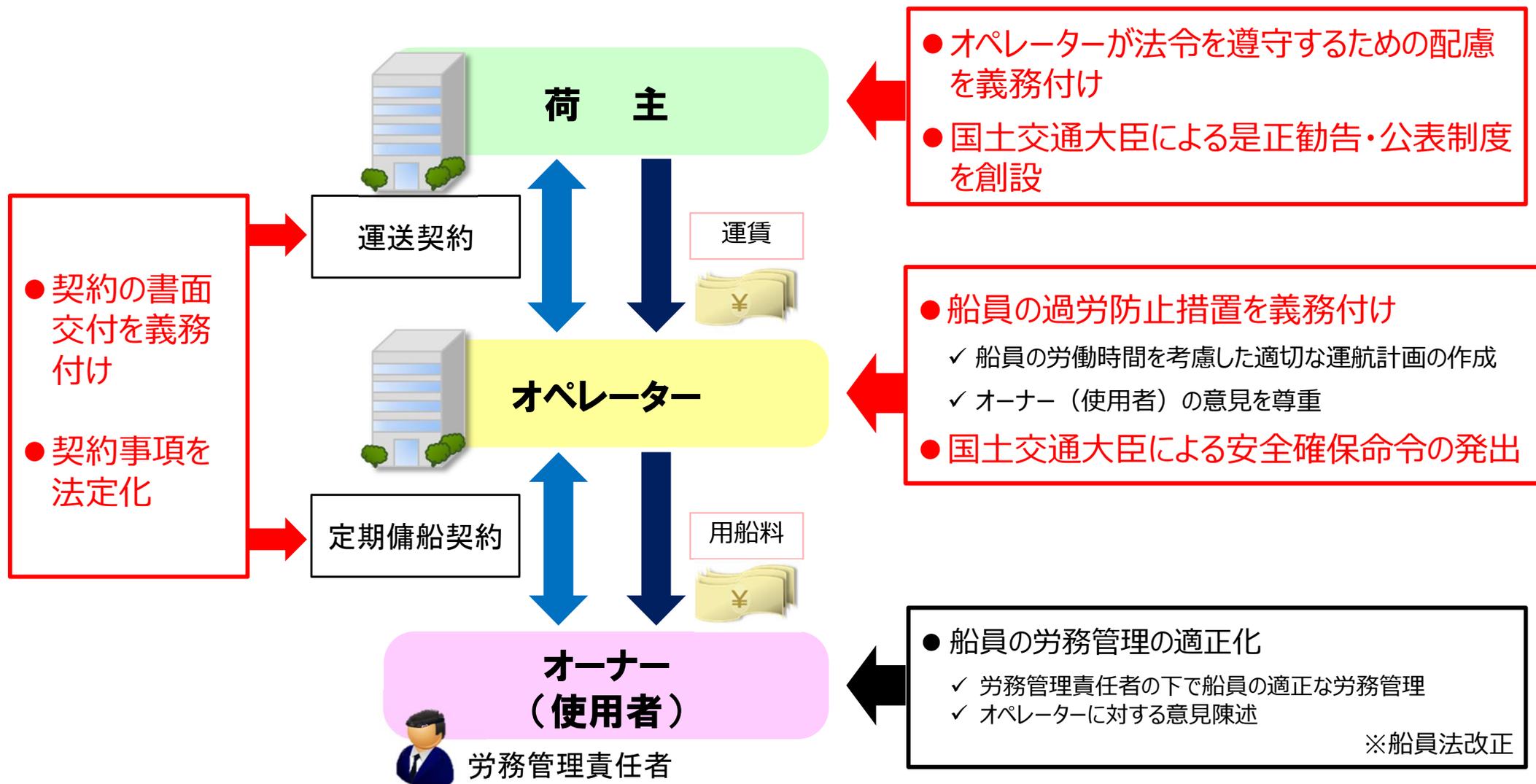


船員の有効求人倍率の推移



改正内航海運業法による取引環境の改善のための措置

- 2021年5月に「海事産業強化法」が成立・公布し、2022年4月より同法律に伴う改正内航海運業法が施行。
- 荷主・オペレーターに対し、**船員の労務管理への配慮を求める仕組み**を構築。
- 契約内容を「見える化」**し、適切な運賃・用船料の收受につなげる。



内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドラインの策定

今般の船員法と内航海運業法の改正により新たに盛り込まれた「船員の働き方改革」や、内航海運における「取引環境改善」と「生産性向上」のための各種制度を実効性のあるものにするため、荷主、オペレーター、オーナーがそれぞれ遵守すべき事項とともに望ましい協力のあり方等をとりまとめ。
(令和4年3月18日公表)



内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドラインの主な内容

内航海運業法等の改正	法改正によって内航海運業法と船員法に盛り込まれた「船員の働き方改革」や内航海運の「取引環境改善」、「生産性向上」を図るための新たな制度の概要
望ましい取引のあり方	契約における法令上の遵守事項とともに、 <u>取引相手との対話による丁寧な協議</u> や原価計算に基づく見積書等を用いた料金協議等、望ましい取引の類型
船員の労働環境を守るため、それぞれの関係者が果たす役割	船員の労務管理について、オペレーターとオーナー、荷主とオペレーターとの関係において、それぞれが果たすべき役割
安定的な内航輸送の確保に向けた課題への取組例	安定的な内航輸送を確保するため、荷主、オペレーター、オーナーが連携して協力して解決に取り組むことの重要性とその課題例
安定的な内航輸送の維持のための4つのステップ	<u>内航輸送の現状や課題等を関係者間で共有し、定量的な指標による達成目標を設定して改善に取り組み、その成果を更なる改善につなげるための手順</u>

内航海運業の取引環境改善・生産性向上(商慣習への対応)

背景・課題

○内航海運業の取引環境の更なる改善のためには、改善が必要と思われる商慣行があるとの声があり、「物流革新に向けた政策パッケージ」(令和5年6月2日我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議決定)も踏まえつつ、商慣行の実態について把握し、それを改善する必要がある。

事業内容

①商慣習の実態調査

内航海運における商慣習を明らかにするため、荷主及び内航海運業者に対し、商慣習の実態調査を行う。

②商慣習の改善事例の調査

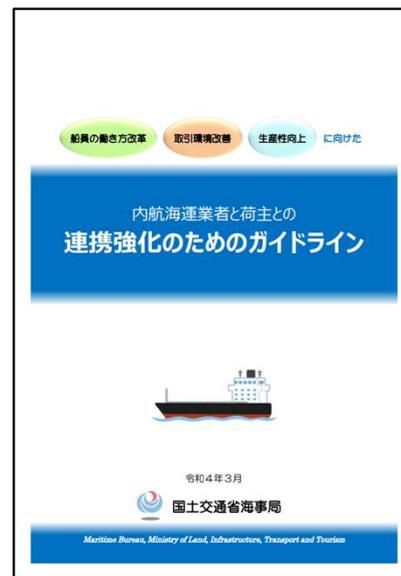
内航海運における商慣習の改善方策を検討するとともに、改善事例の業界全体への横展開を図るため、商慣習の改善事例の調査を行う。

③調査結果を踏まえた荷主と内航海運業者間での商慣習改善に向けた方策の検討

「内航海運と荷主との連携強化に関する懇談会」や「安定・効率輸送協議会」において、商慣習の実態や改善事例を荷主及び内航海運業者に対し共有し、関係者間で商慣習の改善方策の検討を行う。

④商慣習見直し促進のための「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」の改訂

関係者間で検討した商慣習の改善方策及び商慣習の改善事例を「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」に反映し、荷主及び内航海運業者に周知することで、内航海運業界全体の商慣習見直しを促し、内航海運業の取引環境改善・生産性向上を図る。



「みんなで創る内航」推進運動(業界全体の取組推進)

- 内航海運業の魅力を高め、内航海運業界への求職者を増やすためには、働き方改革、取引環境改善、生産性向上の取組を行う内航海運業者を情報発信し、求職者に訴求することが重要。
- このため、①これらの取組を積極的に行う内航海運業者の皆様が、取組を実施する旨の「自主宣言」を行い、②国土交通省ホームページ等で「自主宣言」を行った事業者を公表(当該事業者はマークの活用も可能)し、③求職者等が当該内航海運業者を確認できる仕組みを構築し、求職者への訴求力向上に加えて、業界全体の働き方改革、取引環境改善、生産性向上に向けた機運醸成を図る。
- 本取組は、内航海運業者、荷主、国土交通省等の関係者の連携によって創り上げていく必要があることから「みんなで創る内航」推進運動とし、**本年6月より実施**。



<「みんなで創る内航」推進運動マーク>
2色構成でどちらも利用可能

「みんなで創る内航」推進運動

内航海運業者



①内航海運業者は以下の取組を行うことを国土交通省に対して「自主宣言」する。「自主宣言」を行った事業者はマークを活用可能。

- ・関係法令等の遵守
- ・働き方改革、取引環境改善、生産性向上に向けた自主的な取組(例:配船の自動化等)

自主宣言

国土交通省



②「自主宣言」を行った内航海運業者を国土交通省HP等で公表する。



確認

求職者等



③求職者等は国土交通省HP等で「自主宣言」を行った内航海運業者の情報を確認出来る。

参加事業者

- 山友汽船株式会社
- 株式会社商船三井内航
- 中田建設株式会社
- エスオーシーマリン株式会社
- 岩崎汽船株式会社
- 北星海運株式会社
- 芝浦海運株式会社
- NSユニテッド内航海運株式会社
- 大分海運株式会社
- さおり海運有限会社
- エスオーシー物流株式会社
- 興和海運株式会社
- 日鉄物流株式会社
- たをの海運株式会社
- 広洋海運有限会社

取組例

- 船員のワークライフバランスを重視した勤務ロケーションの変更(「3カ月乗船・1カ月休暇」よりも間隔の短い「60日乗船・20日休暇」の採用等)
- 船内居住環境の整備(船内通信環境の整備、居室へのシャワーやトイレの設置、女性船員専用区画の設置等)
- 船員の労務負担軽減設備の導入(システム導入による遠隔監視の実現等)
- 荷役作業の見直し(海陸における荷役作業の見直しや改善)

「安定・効率輸送協議会」の設置目的

- 荷主業界と内航海運業界との連携強化を目的に、荷主企業と内航海運事業者との間で内航輸送に関する課題等を共有し、中長期的視野に立ってその改善策等に取り組んでいく場として、平成30年2月に設置。
- 荷主企業、内航海運事業者、行政から構成される本協議会の下に産業基礎物資の輸送品目毎に3つの部会（鉄鋼部会、石油製品部会及び石油化学製品部会）を設置。
- 構成員は、以下の通り。
 - ✓ 荷主企業（日本鉄鋼連盟、石油連盟及び石油化学工業協会）
 - ✓ 内航海運業者（日本内航海運組合総連合会及び傘下5組合）
 - ✓ 行政（国土交通省、経済産業省（オブザーバー））

過去の開催実績

- | | | | |
|------------|--------------------|-----------|--------------------|
| ➤ 本協議会 | : 平成30年2月13日 (第1回) | ➤ 3部会合同会合 | : 令和元年5月30日 (第1回) |
| ➤ 石油製品部会 | : 平成30年2月22日 (第1回) | | : 令和3年12月22日 (第2回) |
| | 令和5年11月17日 (第2回) | | : 令和4年3月4日 (第3回) |
| | 令和6年8月26日 (第3回) | | : 令和4年12月21日 (第4回) |
| ➤ 石油化学製品部会 | : 平成30年2月26日 (第1回) | | : 令和5年2月1日 (第5回) |
| | 令和5年10月26日 (第2回) | | : 令和5年6月30日 (第6回) |
| | 令和6年3月27日 (第3回) | | : 令和6年6月13日 (第7回) |
| ➤ 鉄鋼部会 | : 平成30年2月28日 (第1回) | | |
| | 令和5年12月12日 (第2回) | | |

「安定・効率輸送協議会」の構成

名称		安定・効率輸送協議会
構成員	荷主	日本鉄鋼連盟 石油連盟 石油化学工業協会
	内航海運	日本内航海運組合総連合会 内航大型船輸送海運組合 全国海運組合連合会 全国内航タンカー海運組合 全国内航輸送海運組合 全日本内航船主海運組合
	行政	国土交通省海事局 経済産業省製造産業局金属課(オブザーバー) 経済産業省製造産業局素材産業課(オブザーバー) 資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課(オブザーバー)

名称		鉄鋼部会	石油製品部会	石油化学製品部会
構成員	荷主	日本鉄鋼連盟 製品物流小委員会メンバー	石油連盟 海運専門委員会メンバー	石油化学工業協会 内航ケミカル船WGメンバー
	内航海運	内航大型船輸送海運組合 全国海運組合連合会 全国内航輸送海運組合 全日本内航船主海運組合	全国内航タンカー海運組合	全国内航タンカー海運組合
	行政	国土交通省海事局内航課 経済産業省製造産業局 金属課(オブザーバー)	国土交通省海事局内航課 資源エネルギー庁資源・燃料部 石油精製備蓄課(オブザーバー)	国土交通省海事局内航課 経済産業省製造産業局 素材産業課(オブザーバー)

「内航海運と荷主との連携強化に関する懇談会」の設置

本懇談会の開催趣旨

- 海事局では交通政策審議会海事分科会基本政策部会におけるとりまとめ（令和の時代の内航海運に向けて）を踏まえ、船員の働き方改革や内航海運の生産性向上、取引環境改善に向けた取組を推進しているところ。
- 令和4年4月より施行される改正内航海運業法においては、これらを推進するため、オペレーターに対する船員の労働時間に配慮した運航計画作成の義務付けや、荷主に対するオペレーターの法令遵守への配慮義務の創設等が盛り込まれる等、これまで以上に内航海運と荷主との連携が求められている。
- 両者の理解と協力を醸成する対話の場を設定することで、今後の一層の連携を図り、もって我が国の安定的な国内海上貨物輸送を維持することを目的として、内航海運業界と荷主業界双方の経営層（役員クラス）及び行政からなる懇談会を設立する。

第1回概要

日時	令和4年3月29日（火） 16:00～17:00
議題	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 船員法、内航海運業法等の改正 ➢ 連携強化ガイドラインの紹介 ➢ 荷主・オペレーターの経営層への協力要請 ➢ 本懇談会の進め方（時期、今後のテーマ）に関する意見交換

第2回概要

日時	令和6年5月16日（木） 10:00～11:30
議題	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 内航海運業界と荷主業界の連携強化に関する取組等について ➢ 内航海運業の現況等について ➢ 荷主業界の現況等について ➢ 意見交換

参加団体

荷主業界	日本鉄鋼連盟
	石油連盟
	(一社)石油化学工業協会
	(一社)セメント協会
内航海運業界	日本内航海運組合総連合会
	内航大型船輸送海運組合
	全国海運組合連合会
	全国内航タンカー海運組合
	全国内航輸送海運組合
	全日本内航船主海運組合
行政	国土交通省海事局
オブザーバー (経済団体)	日本経済団体連合会
	日本商工会議所

最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数

(令和6年4月1日現在)

業種 局別		内航鋼船運航業			
		事業者数	船舶数(隻)	船員数(人)	組織船員数(人)
北海道運輸局	① (R6.4.1)	19	41	291	210
	② (R5.4.1)	20	60	330	214
	① - ②	△ 1	△ 19	△ 39	△ 4
東北運輸局	① (R6.4.1)	32	74	496	265
	② (R5.4.1)	31	73	483	258
	① - ②	1	1	13	7
関東運輸局	① (R6.4.1)	114	323	3,915	2,786
	② (R5.4.1)	114	306	3,650	2,680
	① - ②	0	17	265	106
北陸信越運輸局	① (R6.4.1)	8	22	119	63
	② (R5.4.1)	8	22	117	68
	① - ②	0	0	2	△ 5
中部運輸局	① (R6.4.1)	43	92	808	248
	② (R5.4.1)	44	102	824	265
	① - ②	△ 1	△ 10	△ 16	△ 17
近畿運輸局	① (R6.4.1)	77	183	1,636	673
	② (R5.4.1)	80	222	1,884	655
	① - ②	△ 3	△ 39	△ 248	18
神戸運輸監理部	① (R6.4.1)	107	226	1,626	562
	② (R5.4.1)	107	229	1,699	576
	① - ②	0	△ 3	△ 73	△ 14
中国運輸局	① (R6.4.1)	239	638	4,150	718
	② (R5.4.1)	227	569	3,896	541
	① - ②	12	69	254	177
四国運輸局	① (R6.4.1)	288	704	5,169	366
	② (R5.4.1)	302	706	5,197	338
	① - ②	△ 14	△ 2	△ 28	28
九州運輸局	① (R6.4.1)	325	673	5,171	1,286
	② (R5.4.1)	339	681	5,262	1,361
	① - ②	△ 14	△ 8	△ 91	△ 75
沖縄総合事務局	① (R6.4.1)	16	42	346	199
	② (R5.4.1)	19	42	411	271
	① - ②	△ 3	0	△ 65	△ 72
計	① (R6.4.1)	1,268	3,018	23,727	7,376
	② (R5.4.1)	1,291	3,012	23,753	7,227
	① - ②	△ 23	6	△ 26	149

全国内航鋼船運航業船員賃金実態調査

【職員】

	年 齢	本 給	計
賃金が最も高かった者	57歳	550,000円	915,000円
賃金が最も低かった者	49歳	205,000円	269,100円
平 均	47.8歳	304,030円	473,692円
人 数	830人		

【部員】

	年 齢	本 給	計
賃金が最も高かった者	56歳	750,000円	760,000円
賃金が最も低かった者	25歳	150,000円	193,550円
平 均	39.4歳	244,314円	357,143円
人 数	223人		

資料説明

- 1 国土交通大臣が決定する内航鋼船運航業最低賃金の適用を受ける船舶のうち、未組織船に乗組む船員に対し、令和6年5月に支給された賃金の実態について調査したものである。
- 2 調査は未組織船員を対象に、134隻（職員830人、部員223人）について回収集計した。
- 3 表中の「計」は、本給、家族手当、職務手当、その他恒常的に支払われる手当及び航海日当の合計額である。

全国内航鋼船運航業の最低賃金の改正状況

年度	最低賃金額			
	職員 A	職員 B	部員 A	部員 B
平成 8 年	238,800円	221,200円	180,150円	171,700円
平成 9 年	240,050円	223,600円	181,050円	172,300円
平成 10 年	240,950円	224,450円	181,800円	172,950円
平成 13 年	241,400円	224,950円	182,100円	—
平成 18 年	—	—	—	—
平成 20 年	—	—	182,850円	173,700円
平成 25 年	242,350円	225,900円	183,750円	174,450円
平成 26 年	243,350円	226,900円	184,750円	175,450円
平成 27 年	245,150円	228,700円	186,550円	177,250円
平成 28 年	246,150円	229,700円	187,550円	178,250円
平成 29 年	247,150円	230,700円	188,550円	179,250円
平成 30 年	248,450円	232,000円	189,850円	180,550円
令和元年	249,550円	233,100円	190,950円	181,650円
令和 2 年	250,050円	233,600円	191,450円	182,150円
令和 3 年	250,750円	234,300円	192,150円	182,850円
令和 4 年	251,750円	235,300円	193,150円	183,850円
令和 5 年	258,950円	242,500円	200,350円	191,050円

※ 記載のない年度は、諮問が行われていない。

最低賃金の改正に係る参考資料

内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金決定状況（地方運輸局長等関係）

（単位：円）

区分	決定公示 年月日	職員 A	職員 B	はしけ長	部員 A	部員 B
北海道	R6.3.11	258,950	242,500		200,400	191,200
東 北	R6.3.1	259,650	243,200		200,550	191,400
関 東	R6.3.1	260,400	243,650		201,800	192,200
北陸信越	R6.3.5	261,050	244,600		202,350	193,050
中 部	R6.3.29	260,950	244,500		202,550	193,250
近 畿	R6.3.18	261,500	245,050	261,500	202,750	193,450
神 戸	R6.3.18	260,650	244,200	260,650	202,100	192,800
中 国	R6.3.1	260,700	244,150	260,700	202,100	192,700
四 国	R6.3.5	261,000	244,450	261,000	202,400	193,000
九 州	R6.4.22	259,700	243,250	259,700	201,100	191,800
沖 縄	R6.3.5	258,950	242,500		200,350	191,050

費目別、世帯人員別標準生計費(令和6年4月)

単位:円

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	32,960	41,900	54,450	67,010	79,570
	(33,220)	(33,500)	(52,750)	(72,000)	(91,240)
	-260	8,400	1,700	-4,990	-11,670
住居関係費	45,350	50,820	46,850	42,880	38,910
	(46,640)	(49,610)	(45,080)	(40,550)	(36,020)
	-1,290	1,210	1,770	2,330	2,890
被服・履物費	5,970	5,580	8,510	11,450	14,390
	(5,760)	(3,920)	(6,340)	(8,760)	(11,180)
	210	1,660	2,170	2,690	3,210
雑費Ⅰ	24,220	33,210	50,890	68,590	86,280
	(24,830)	(25,830)	(49,460)	(73,090)	(96,720)
	-610	7,380	1,430	-4,500	-10,440
雑費Ⅱ	10,610	19,130	24,040	28,960	33,870
	(10,460)	(12,220)	(16,990)	(21,770)	(26,540)
	150	6,910	7,050	7,190	7,330
計	119,110	150,640	184,740	218,890	253,020
前年	120,910	125,080	170,620	216,170	261,700
対前年増減	-1,800	25,560	14,120	2,720	-8,680
対前年比 (前年100)	98.5	120.4	108.3	101.3	96.7

※ 費目欄の()の数字は、前年金額を示す。

※ 費目欄の下段は、対前年との差額を示す。

※ 各費目の構成項目

食料費 食料

住居関係費 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 被服及び履物

雑費Ⅰ 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

資料出所:「令和5年人事院勧告(参考資料)」

「令和6年人事院勧告(各種調査等の結果詳細)」

消費者物価指数（10大費目）

年平均	総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費	
ウエイト	10000	2626	2149	693	387	353	477	1493	304	911	607	
指数・2年100	令和元年	100.0	98.7	99.4	102.5	97.7	98.9	99.7	100.2	108.4	100.6	102.1
	2年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	3年	99.8	100.0	100.6	101.3	101.7	100.4	99.6	95.0	100.0	101.6	101.1
	4年	102.3	104.5	101.3	116.3	105.5	102.0	99.3	93.5	100.9	102.7	102.2
	5年	105.6	112.9	102.4	108.5	113.8	105.7	101.2	95.8	102.1	107.1	103.7
対前年比・%	令和元年	0.5	0.4	0.3	2.3	2.2	0.4	0.7	△ 0.7	△ 1.5	1.6	0.0
	2年	0.0	1.4	0.6	△ 2.4	2.3	1.1	0.3	△ 0.2	△ 7.8	△ 0.6	△ 2.0
	3年	△ 0.2	0.0	0.6	1.3	1.7	0.4	△ 0.4	△ 5.0	0.0	1.6	1.1
	4年	2.5	4.5	0.6	14.8	3.8	1.6	△ 0.3	△ 1.5	0.9	1.1	1.1
	5年	3.2	8.1	1.1	△ 6.7	7.9	3.6	1.9	2.5	1.2	4.3	1.4
月別指数・2年100	05年1月	104.7	109.5	102	124.5	108.5	102.6	99.7	94.4	101	103	102.9
	2月	104	110	102.1	110.8	109.2	103.2	100.3	94.3	101.3	103.4	103.2
	3月	104.4	110.4	102.1	110.2	111.4	104.6	100.7	94.6	101.4	104.5	103.3
	4月	105.1	111.6	102.2	109.9	114.1	106.3	100.6	94.6	102.4	106.3	103.3
	5月	105.1	112.2	102.3	105.6	115.2	106.3	101.1	94.9	102.4	107.1	103.4
	6月	105.2	112.2	102.3	108	114.8	106.1	101.3	94.9	102.4	105.9	103.6
	7月	105.7	113.1	102.4	105.8	115.3	104.8	101.3	96.4	102.4	108.1	103.5
	8月	105.9	113.5	102.4	103.4	114.4	104	101.4	97.4	102.4	110.1	104.1
	9月	106.2	115	102.5	101.5	115	107.1	101.6	97.3	102.4	108.6	104.2
	10月	107.1	116.3	102.5	107.7	116.2	107.5	101.9	97.2	102.4	109.6	104.2
	11月	106.9	115.6	102.6	107.2	116.3	108	102.2	96.9	102.4	109.2	104.2
	12月	106.8	115.2	102.6	107.1	115.7	107.4	102	97.1	102.4	109.8	104.1
	06年1月	106.9	115.7	102.7	107.2	115.6	105.7	102.1	97.2	102.4	110.0	104.1
	2月	106.9	115.3	102.8	107.4	114.8	105.9	102.1	97.0	102.6	111.0	104.3
3月	107.2	115.7	102.8	108.3	114.9	107.0	102.2	96.9	102.7	112.1	104.4	

資料出所：総務省統計局「2020年基準 消費者物価指数(全国)」

決定方式、産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

1. 決定方式別の最低賃金決定件数及び適用労働者数

(R6.3末現在)

決定方式	決定件数	適用労働者数 (百人)
最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金(法第16条)	271	—
(1) 地域別最低賃金	47	—
(2) 産業別最低賃金	224	28,333
イ 新産業別最低賃金	222	28,315
① 厚生労働大臣決定分	0	0
② 都道府県労働局長決定分	222	28,315
ロ 従来の産業別最低賃金	2	18
① 厚生労働大臣決定分	1	4
② 都道府県労働局長決定分	1	14

下記2-1

下記2-2

2. 産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

2-1 新産業別最低賃金

(R6.3末現在)

業種	決定件数	適用使用者数 (百人)	適用労働者数 (百人)	
製造業	食料品・飲料製造業関係	5	3	143
	繊維工業関係	5	6	126
	木材・木製品製造業関係	1	1	6
	パルプ・紙・紙加工品製造業関係	2	1	77
	印刷・同関連産業関係	1	3	33
	塗料製造業関係	4	1	61
	ゴム製品製造業関係	1	1	42
	窯業・土石製品製造業関係	4	3	101
	鉄鋼業関係	20	29	1,398
	非鉄金属製造業関係	9	8	411
	金属製品製造業関係	4	8	108
	一般機械器具製造業関係	25	216	4,993
	精密機械器具製造業関係	7	7	222
	電気機械器具製造業関係	45	198	8,377
輸送用機械器具製造業関係	33	134	8,271	
小計	166	619	24,369	
非製造業	新聞・出版業関係	1	1	5
	各種商品小売業関係	30	14	1,981
	自動車小売業関係	23	198	1,908
	自動車整備業関係	1	10	31
	道路貨物運送業関係	1	3	21
小計	56	226	3,946	
合計	222	845	28,315	

2-2 従来の産業別最低賃金

(R6.3末現在)

業種	決定件数	適用使用者数 (百人)	適用労働者数 (百人)
木材・木製品・家具・装備品製造業関係	1	3	14
全国非金属鉱業(厚生労働大臣決定)関係	1	1	4
合計	2	4	18

- 注： 1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。
 2 適用使用者数及び適用労働者数は、令和3年経済センサス活動調査等に基づき推計した数値である。
 3 適用使用者数及び適用労働者数は、100人未満の数値を四捨五入した数値。ただし、合計が50人未満の場合は全て「1(百人)」としている。
 4 全国非金属鉱業(厚生労働大臣決定)関係の適用使用者数・適用労働者数については平成元年のもの。

資料出所：「令和6年度版最低賃金決定要覧(労働調査会出版局編)」

地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額（令和6年3月末現在）

単位：円（件数）

事 項 別		年 度			
		令和5年度	令和4年度		
地 域 別 最 低 賃 金		1,004 (47)	961 (47)		
対前年度上昇率 (%)		4.47	3.33		
特 定 最 低 賃 金 （※1、2）	新 産 業 別 最 低 賃 金	製 造 業	食料品・飲料製造業関係	876 (5)	829 (7)
			繊維工業関係	800 (5)	799 (5)
			木材・木製品製造業関係	876 (1)	876 (1)
			パルプ・紙・紙加工品製造業関係	857 (2)	845 (1)
			印刷・同関連産業関係	850 (1)	850 (1)
			塗料製造業関係	1,026 (4)	988 (4)
			ゴム製品製造業関係	915 (1)	915 (1)
			窯業・土石製品製造業関係	966 (4)	938 (4)
			鉄鋼業関係	1,038 (20)	999 (20)
			非鉄金属製造業関係	918 (9)	901 (9)
	非 製 造 業	業	金属製品製造業関係	962 (4)	937 (4)
			一般機械器具製造業関係	981 (25)	956 (25)
			精密機械器具製造業関係	973 (7)	939 (7)
			電気機械器具製造業関係	960 (45)	930 (45)
			輸送用機械器具製造業関係	1,002 (33)	972 (33)
			小 計	981 (166)	952 (168)
			新聞・出版業関係	879 (1)	879 (1)
			各種商品小売業関係	862 (30)	849 (30)
			自動車小売業関係	952 (23)	923 (23)
			自動車整備業関係	965 (1)	923 (1)
道路貨物運送業関係	910 (1)	910 (1)			
小 計	906 (56)	887 (56)			
合 計	970 (222)	943 (224)			
対前年度上昇率 (%)		2.86	2.17		
旧 産 業 別 最 低 賃 金		816 (1)	816 (1)		
総 合 計		970 (223)	942 (225)		

※1 本表の金額は、各都道府県に設定されている特定最低賃金の全国加重平均時間額であり、()内は設定件数である。

※2 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

全国を適用地域とする新産業別最低賃金 （厚生労働大臣決定）	(0)	(0)
全国を適用地域とする旧産業別最低賃金 （厚生労働大臣決定）	(日 額) 5,772	(日 額) 5,772

資料出所：「令和6年度版最低賃金決定要覧（労働調査会出版局編）」

地域別最低賃金額改定の目安の推移

単位：円（％）

ランク (注1、2) 年度	Aランク		Bランク		Cランク		Dランク		平均 引上げ率
	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	
平成19年度	19	(2.69)	14	(2.09)	9 ～ 10	(1.39) ～ (1.54)	6 ～ 7	(0.98) ～ (1.14)	(1.62)
平成20年度	15	(2.07)	11	(1.61)	10	(1.52)	7	(1.13)	(1.48)
平成21年度	最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、答申において示された乖離額の解消に関する考え方により算出される金額 その他の地域については、現行水準の維持を基本として引上げ額の目安は示さないことが適当								
平成22年度	原則として下記「1.」の金額 最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. A～Dランクですべて10円 2. 答申において示された、乖離額の解消に関する考え方により算出された金額								
平成23年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク4円、B～Dランク1円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成24年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク5円、B～Dランク4円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成25年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク19円、Bランク12円、C・Dランク10円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成26年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク19円、Bランク15円、Cランク14円、Dランク13円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成27年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク19円、Bランク18円、C・Dランク16円								
平成28年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク25円、Bランク24円、Cランク22円、Dランク21円								
平成29年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク26円、Bランク25円、Cランク24円、Dランク22円								
平成30年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク27円、Bランク26円、Cランク25円、Dランク23円								
令和元年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク28円、Bランク27円、Cランク26円、Dランク26円								
令和2年度	新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用への影響等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当。								
令和3年度	下記「1.」の金額とする 1. A～Dランク全てにおいて28円								
令和4年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク31円、Bランク31円、Cランク30円、Dランク30円								
令和5年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円								
令和6年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク50円、Bランク50円、Cランク50円								

- (注) 1. 各ランクごとの引上げ額（改定の目安）は、最低賃金（時間額）に対する金額である。
 2. A～Dのランクは、各都道府県の経済実態に基づき区分されたもの。
 3. 平成26年度の最低賃金額の改定の結果、最低賃金が生活保護水準を下回る地域は解消された。

地域別最低賃金額一覧

目安が適用 されるランク		令和4年度最低賃金額		対前年度 増減額	令和5年度最低賃金額		対前年度 増減額
		時間額	発効年月日		時間額	発効年月日	
全国加重平均額		961	—	31	1,004	—	43
A	埼玉	987	R4. 10. 1	31	1,028	R5. 10. 1	41
	千葉	984	R4. 10. 1	31	1,026	R5. 10. 1	42
	東京	1,072	R4. 10. 1	31	1,113	R5. 10. 1	41
	神奈川	1,071	R4. 10. 1	31	1,112	R5. 10. 1	41
	愛知	986	R4. 10. 1	31	1,027	R5. 10. 1	41
	大阪	1,023	R4. 10. 1	31	1,064	R5. 10. 1	41
B	北海道	920	R4. 10. 2	31	960	R5. 10. 1	40
	宮城	883	R4. 10. 1	30	923	R5. 10. 1	40
	福島	858	R4. 10. 6	30	900	R5. 10. 1	42
	茨城	911	R4. 10. 1	32	953	R5. 10. 1	42
	栃木	913	R4. 10. 1	31	954	R5. 10. 1	41
	群馬	895	R4. 10. 8	30	935	R5. 10. 5	40
	新潟	890	R4. 10. 1	31	931	R5. 10. 1	41
	富山	908	R4. 10. 1	31	948	R5. 10. 1	40
	石川	891	R4. 10. 8	30	933	R5. 10. 8	42
	福井	888	R4. 10. 2	30	931	R5. 10. 1	43
	山梨	898	R4. 10. 20	32	938	R5. 10. 1	40
	長野	908	R4. 10. 1	31	948	R5. 10. 1	40
	岐阜	910	R4. 10. 1	30	950	R5. 10. 1	40
	静岡	944	R4. 10. 5	31	984	R5. 10. 1	40
	三重	933	R4. 10. 1	31	973	R5. 10. 1	40
	滋賀	927	R4. 10. 6	31	967	R5. 10. 1	40
	京都	968	R4. 10. 9	31	1,008	R5. 10. 6	40
	兵庫	960	R4. 10. 1	32	1,001	R5. 10. 1	41
	奈良	896	R4. 10. 1	30	936	R5. 10. 1	40
	和歌山	889	R4. 10. 1	30	929	R5. 10. 1	40
	島根	857	R4. 10. 5	33	904	R5. 10. 6	47
	岡山	892	R4. 10. 1	30	932	R5. 10. 1	40
	広島	930	R4. 10. 1	31	970	R5. 10. 1	40
	山口	888	R4. 10. 13	31	928	R5. 10. 1	40
徳島	855	R4. 10. 6	31	896	R5. 10. 1	41	
香川	878	R4. 10. 1	30	918	R5. 10. 1	40	
愛媛	853	R4. 10. 5	32	897	R5. 10. 6	44	
福岡	900	R4. 10. 8	30	941	R5. 10. 6	41	
C	青森	853	R4. 10. 5	31	898	R5. 10. 7	45
	岩手	854	R4. 10. 20	33	893	R5. 10. 4	39
	秋田	853	R4. 10. 1	31	897	R5. 10. 1	44
	山形	854	R4. 10. 6	32	900	R5. 10. 14	46
	鳥取	854	R4. 10. 6	33	900	R5. 10. 5	46
	高知	853	R4. 10. 9	33	897	R5. 10. 8	44
	佐賀	853	R4. 10. 2	32	900	R5. 10. 14	47
	長崎	853	R4. 10. 8	32	898	R5. 10. 13	45
	熊本	853	R4. 10. 1	32	898	R5. 10. 8	45
	大分	854	R4. 10. 5	32	899	R5. 10. 6	45
	宮崎	853	R4. 10. 6	32	897	R5. 10. 6	44
	鹿児島	853	R4. 10. 6	32	897	R5. 10. 6	44
	沖縄	853	R4. 10. 6	33	896	R5. 10. 8	43

※ 令和4年度と令和5年度の差額43円には、全国加重平均額の算定に用いる労働者数の更新による影響分(1円)が含まれている。

資料出所：「令和6年度版最低賃金決定要覧（労働調査会出版局編）」

給与勧告の実施状況等

年度	人事院勧告			勧告の実施状況 (国会決定)	経済社会事情		
	勧告月日	内容 (ベア率)	実施時期		経済成長率 (GDP)	消費者物価 (年平均)	春闘賃上率
20	8月8日	なし	---	---	△ 4.1	1.4	1.99
21	8月11日	△ 0.22	給与法公布日の翌月	勧告どおり	△ 3.6	△ 1.4	1.83
22	8月10日	△ 0.19	給与法公布日の翌月	勧告どおり	1.5	△ 0.7	1.82
23	9月30日	△ 0.23	給与法公布日の翌月	勧告どおり	△ 1.0	△ 0.3	1.83
24	8月8日	なし	※	---	△ 0.1	0.0	1.78
25	勧告なし	---	※	---	2.7	0.4	1.80
26	8月7日	0.27	4月1日	勧告どおり	2.1	2.7	2.19
27	8月6日	0.36	4月1日	勧告どおり	3.3	0.8	2.38
28	8月8日	0.17	4月1日	勧告どおり	0.8	△ 0.1	2.14
29	8月8日	0.15	4月1日	勧告どおり	2.0	0.5	2.11
30	8月10日	0.16	4月1日	勧告どおり	0.2	1.0	2.26
R1	8月7日	0.09	4月1日	勧告どおり	0.0	0.5	2.18
R2	10月7日	なし	---	---	△ 3.2	0.0	2.00
R3	8月10日	なし	---	---	3.0	△ 0.2	1.86
R4	8月8日	0.23	4月1日	勧告どおり	2.5	2.5	2.20
R5	8月7日	0.96	4月1日	勧告どおり	5.0	3.2	3.60
R6	8月8日	2.76	4月1日	---	-	-	5.33

(資料出所) 1. 内閣府(経済成長率(GDP)、名目、対前年比)

2. 総務省統計局(消費者物価指数、対前年比)

3. 厚生労働省(「民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」、春闘賃上げ率=定昇込み)

※: 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づき、平成24年4月から給与減額支給措置を実施(平成26年3月まで)